

黒髪山大智院 「霊明殿規則」

第1条 設置

黒髪山大智院「檀家規約」(以下「檀家規約」という。)第3条1項に定める御位牌壇を長崎県佐世保市戸尾町9番8号黒髪山大智院内の霊明殿に設置する。霊明殿は長崎県の許可を得た納骨堂施設でもある(県指令12環第326号)。

第2条 目的及び適用

本規則は、霊明殿が、檀家の先祖位牌(過去帳)と遺骨を納める施設としての管理、使用に関する基準を定め、その適正化を図ることを目的として制定する。

第3条 管理者

霊明殿の管理者は、黒髪山大智院(以下「黒髪山」という。)の代表役員(住職)とする(以下、「管理者」を「住職」という。)。

第4条 管理者の権限

住職は、本規則に定めるところに従って霊明殿を宗教施設として管理し、本規則の細則を定めることができる。

第5条 使用の目的

霊明殿に設置する御位牌壇(以下「御位牌壇」という。)は、施主が祭祀する先祖を登録する過去帳位牌や御位牌の祭祀、又は納骨の用に供する目的以外に使用することはできない。

第6条 使用者の資格

- 1 御位牌壇の使用者は、「檀家規約」第3条1項に定める施主に限るものとする。但し、黒髪山と特別の関係にある者で、住職が相当と認める場合は、霊明殿の使用を許可することがある。
- 2 施主及び檀家の要件は「檀家規約」及び黒髪山が定める諸規則によるものとし、施主は黒髪山の護持のための他の檀家と共に共同の義務を負う。

第7条 使用の申込及び承認

- 1 御位牌壇の使用許可を受けようとする者は、黒髪山「霊明殿細則」(以下「霊明殿細則」という。)第2条及び「檀家細則」第3条に定める入檀志納金を納付し、「檀家規約」第3条に定める方法で住職に申込するものとする。住職が申込書を受け付けし、入檀志納金の納付を確認し、使用許可証を発行する事で承認とし、施主は御位牌壇を使用する事ができる。但し、御位牌壇上部の位牌棚の使用に限るものとし、御位牌壇に納骨を希望する際は、次の項に定めるとおりとする。
- 2 納骨を希望する者は、前項に追加して「霊明殿細則」第2条及び「檀家細則」第3条に定める納骨棚志納金を納付し、黒髪山の定める書式によって、住職に申込するものとする。住職が申込書を受け付けし、納骨棚志納金の納付を確認し、使用許可証を発行することで承認とし、施主は御位牌壇の下部に設置された納骨棚を使用する事ができるものとする。
- 3 黒髪山は、施主となる事を希望する者からの使用許可願に対して御位牌壇の使用を許可するのであって、御位牌壇の所有権を譲渡するものではない。

第8条 施主の義務

施主は「檀家規約」、及び次の各号に定めるところに従って御位牌壇を適切に使用する義務を負う。

- ① 施主は、「檀家規約」第3条3項に定めるとおり緊急連絡先を本人の同意のもとで黒髪山に登録するものとする。
- ② 施主は、「檀家規約」第3条4項に定めるとおり祭祀承継予定者を本人の同意のもとで黒髪山に登録するものとする。
- ③ 施主は、御位牌壇に納骨があり、かつ祭祀承継予定者の登録がない場合は、黒髪山の指定する期間内に、黒髪山との間に永代供養の取り交わしを行う等の方法で遺骨が無縁とならないための方策を講じるものとする。
- ④ 施主が、御位牌壇の納骨棚に納骨しようとするときは、法令及び第7条2項と第9条によるものとし、予め住職に対し法令に基づく「火葬許可証」又は「改葬許可証」、及び黒髪山の指定する必要書類を提出し、住職の許可を受けねばならない。
- ⑤ 施主は、住職の指定した御位牌壇を使用し、他の檀家の迷惑とならないように自らの使用する御位牌壇等の保全にあたり、黒髪山の指導と黒髪山が定める諸規則に従って信仰心をもって衛生的に使用するものとする。
- ⑥ 施主は、黒髪山が必要と判断した際には、御位牌壇のリフォームや新調の費用について応分に負担しなければならない。

らない。

- ⑦ 施主の氏名住所等・家族構成・祭祀承継予定者・緊急連絡先の記載事項に変更があった場合は、「檀家規約」第 10 条に定める所に従って 50 日以内に住職に届け出なければならない。
- ⑧ 檀家として登録した施主の家族が逝去した場合は、黒髪山が定める書式によって 50 日以内に届け出を行うものとする。
- ⑨ 黒髪山が、施主に対して納骨する所の遺骨について情報(故人の氏名・本籍・生前住所・生年月日・命日・続柄・火葬期日・火葬場所等)の提供を要請した時、施主は自己負担において故人情報を調査し、報告しなければならない。

第9条 納骨棚の使用

御位牌壇の下部に設置する所の納骨棚の使用に関して次の如く定める。

- 1 施主が、御位牌壇に納骨及び改葬する際には、当該年度までの護持費を完納し、火葬許可証(又は改葬許可証)、及び黒髪山が指定する必要書類を提出し、黒髪山住職又は僧侶の読経供養のもとに執り行うものとする。
- 2 納骨棚に納骨する骨壺の大きさは 5 寸(高さ 17 cm、幅 15 cm)骨壺を基準とし、最大 12 壺まで納骨できる。納骨棚には遺骨(焼骨)の納骨、または黒髪山が事前に認めた遺品以外は収蔵できない。
- 3 ペット等動物は納骨できない。

第10条 納骨の拒否

次の項に該当する場合、黒髪山は施主、家族、その関係者からの納骨の依頼を拒否することができる。

- 1 施主または家族が本規則または「檀家規約」に違反した場合。
- 2 施主及び家族が逝去もしくは音信不通である場合。

第11条 50 回忌後の永代供養への移行

黒髪山が定める諸規則を遵守している施主が、50 回忌供養を勤め終えた故人の遺骨を永代供養したいと希望した際は、黒髪山の定める所定の手続きを経て、黒髪山の永代供養堂に改葬・永代供養することができる。

第12条 御位牌壇の管理費

施主が使用する御位牌壇は施主の責任の下で清掃管理すべきものとする。護持費とは「檀家規約」第 5 条に定めるとおり、個別の御位牌壇の清掃管理や供物供花等の撤去清掃費用ではないから注意すること。

第 13 条 返金について

黒髪山は、いかなる理由があっても一度納付された入檀志納金、護持費、納骨棚志納金、施主変更奉納金また布施、寄付金は返還しないものとする。

第 14 条 御位牌壇使用权の承継

- 1 第 8 条②号に定める祭祀承継予定者が御位牌壇の使用権利を承継し新たに施主となるためには、「霊明殿細則」第 2 条及び「檀家細則」第 3 条に定める施主変更奉納金を添えて、黒髪山の定める書式によって住職に届け出し、使用許可の発行を受けねばならない。祭祀承継予定者以外の相続人が御位牌壇の使用権利を承継する際も同様である。
- 2 施主の死亡に伴う承継の場合は、施主の死亡日より 50 日以内に、祭祀承継予定者が黒髪山の定める書式によって住職に届け出し、承継の許可を受けるものとする。但し、「檀家規約」第 3 条に定める祭祀承継者は檀家に限ることとし、その祭祀承継者が欠けたときも同様とする。
- 3 施主が祭祀承継予定者を登録しないまま逝去した場合は「檀家規約」第 3 条 4 項及び「霊明殿規則」第 16 条 1 項②号に定めるとおり、家族の登録があろうとも施主一代で檀家は終了とし、御位牌壇の使用も解除される。但し、施主の家族または相続人が、施主の逝去から 50 日以内に住職に申し出て、住職の承諾を得た者の一人が施主及び御位牌壇の使用を承継できるものとし、その手続きは「檀家規約」第 3 条に定める入檀手続き及び「霊明殿規則」に定めるところによる。

第 15 条 御位牌壇の返還

施主は、黒髪山の檀家を離檀する場合は、黒髪山の定める書式によって御位牌壇の返還を届け出し、返還届提出後 50 日以内に御位牌壇の私物を撤去し、納骨ある場合は遺骨を改葬して、御位牌壇を返還し原状回復するものとする。黒髪山はこの時、御位牌壇の状況を鑑み黒髪山の判断で施主に対して原状復帰費用の請求を行う事ができる。

第 16 条 御位牌壇の使用許可取り消し

- 1 施主が次の各号の一つにでも該当したとき、住職は第 18 条に定める方法で施主の御位牌壇使用許可を取り消すこ

とができる。

- ① 施主または家族が「檀家規約」第 11 条に該当するか、「檀家規約」第 7 条・第 8 条・第 15 条または第 17 条に違反した場合。
 - ② 施主が「檀家規約」第 3 条に定める祭祀承継予定者を登録しないまま逝去した場合。
 - ③ 御位牌壇を第三者に譲渡、転貸等、または目的以外に使用したとき。
 - ④ その他、法令または黒髪山が定める諸規則に違反したとき。
 - ⑤ 天災等により建物及び御位牌壇やそれに附属する施設が倒壊、破損、その他修繕を要する危険状態にある時。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、御位牌壇の使用許可が取り消された場合、施主または家族は 50 日以内に御位牌壇の私物撤収・遺骨改葬及び御位牌壇の原状回復を行わなければならない。施主または家族がそれを行わなかった場合、住職は無条件で御位牌壇の私物を撤去し原状に復すると共に、遺骨を改葬することができ、また住職は原状回復ならびに改葬に係る費用を施主または家族に請求することができる。

第 17 条 管理権に基づく措置

- 1 住職が、「檀家規約」第 15 条に定める所、及びその他必要のため、施主に対して御位牌壇を含め、位牌その他の移転変更、又遺骨の改葬等を求めた時は、施主はその求めを拒むことはできない。
- 2 第 16 条により、住職が御位牌壇の私物を撤去し、遺骨を改葬し、該当する御位牌壇使用を新たに第三者に対して使用許可しても、施主及びその相続人は、黒髪山に対して異議申し立てすることはできず、名目のいかに関わらず一切の請求はできない。
- 3 第 16 条により、住職が御位牌壇から撤去した施主の私物の保管期間は 1 年を限度し、その後は住職の権限において処分する事ができるものとする。住職が処分する以前に施主及びその相続人が私物の引き取りを求めたとき、黒髪山は管理保管料を請求することができる。本件について施主及びその相続人は、黒髪山に対して異議申し立てすることはできず、名目のいかに関わらず一切の請求はできない。

第 18 条 通知方法と通知の効力

住職が施主に通知する方法は、「檀家規約」第 16 条に定めるとおりとする。

第 19 条 免責事項

自然災害などの不可抗力による被害に関して黒髪山は一切の責任を負わない。

第 20 条 本規則の第三者開示禁止

黒髪山は本規則を施主に渡し、施主は自宅にて保管する。また、施主はこの規則を第三者に開示してはならない。

第 21 条 本規則の改正について

- 1 本規則の改正は、住職が黒髪山の責任役員会、及び総代会の了承をもってこれを執り行う。
- 2 「墓地、埋葬等に関する法律」等現行法規が改正された場合、本規則はそれに従う。

第 22 条 本則に定めない事項

本規則に定めのない事項については、法令の定める所によるほか、黒髪山において定める諸規則により、黒髪山の責任役員会及び総代会にて協議決定するものとする。

第 23 条 合意管轄裁判所

黒髪山と施主は、本規則の取り交わしに起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、長崎地方裁判所佐世保支部又は佐世保簡易裁判所を第一審管轄裁判所とする。

附則 この規則は令和 6 年 12 月 1 日制定、令和 7 年 4 月 1 日から施行する

宗教法人黒髪山大智院 代表役員 草津栄良